

第五十一回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第四十号

昭和四十一年五月二十六日(木曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事 大石 武一君

理事 小枝 一雄君

理事 館林三喜男君

理事 赤路 友藏君

理事 芳賀 貢君

池田 清志君

坂村 吉正君

白濱 仁吉君

高見 三郎君

中川 一郎君

野原 正勝君

長谷川四郎君

湊 徹郎君

兒玉 末男君

松浦 定義君

湯山 勇君

中村 時雄君

出席國務大臣

農林大臣 坂田 英一君

出席政府委員

農林事務官 和田 正明君

農林事務官 (農地局長) 大和田啓氣君

委員外の出席者

専門員 松任谷健太郎君

五月二十六日

委員金子岩三君辞任につき、その補欠として湊

徹郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員湊徹郎君辞任につき、その補欠として金子

岩三君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事小枝一雄君同日理事辞任につき、その補欠

として田口長治郎君が理事に当選した。

五月二十五日

農林漁業団体職員共済組合法の改正に関する請

願(受田新吉君紹介)(第四九四〇号)

昭和四十一年産たねの基準価格引上げに關す

る請願外二件(森田重次郎君紹介)(第五〇二四

号)

同外一件(森田重次郎君紹介)(第五一〇四号)

同外一件(田澤吉郎君紹介)(第五一〇五号)

林業構造改善事業費基準額引上げに關する請願

(川野芳満君紹介)(第五一〇二号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

委員派遣承認申請に關する件

農地管理事業団法案(内閣提出第三六号)

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一三八号)

○中川委員長 これより會議を開きます。

農地管理事業団法案を議題といたします。

別に質疑の申し出もありませんので、本案に對

する質疑はこれにて終局いたしました。

○中川委員長 この際、館林三喜男君外一名か

ら、自由民主党、民主社会党共同提案にかかる本

案に對する修正案が提出されております。

農地管理事業団法案に對する修正案

農地管理事業団法案の一部を次のように修正す

る。

附則第十五条のうち、地方税法附則第五十四項

の次に二項を加える改正に關する部分中「附則第

五十四項」を「附則第八十五項」に改め、地方税

法附則第五十五項及び第五十六項の改正規定を、

それぞれ第八十六項及び第八十七項とする。

附則に次の一条を加える。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 地方税法の一部を改正する法律(昭和

四十一年法律第四十号)の一部を次のように改

正する。

附則第二十七条を削る。

○中川委員長 提出者から趣旨の説明を求めま

す。館林三喜男君。

○館林委員 農地管理事業団法案の修正案につ

きまして、自由民主党及び民主社会党両党を代表し

て、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付してありますので、朗

誦を省略いたします。その趣旨を御説明申し上げ

ます。

農地管理事業団法案附則第十五条に規定されて

おります農地管理事業団のあつせん等による土

地の取得に對する不動産取得税の課税標準の特例

につきましては、すでに今国会において成立、施

行されております地方税法の一部を改正する法律

の附則において条文の整理がなされておるのであ

りまして、これを削除するとともに、本案附則に

よつてこれと同じ内容の条文整理を行なうことが

必要であると認めまして、本修正案を提出した次

第であります。

何とぞ御賛同を賜わりたいと存じます。

○中川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

た。

○中川委員長 本修正案に對する質疑の申し出も

ないようでありますので、これより原案及び修正

案について討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許可い

たします。松浦定義君。

○松浦(定)委員 私は、ただいま議題になつてお

ります農地管理事業団法案の内容につきまして、

反対の意思を表明し、さらに数点にわたつてその

理由を申し上げておきたいと思つております。

本法案の審議につきましては、御承知のとおり

に、昨年の国会におきましても審議を続け、さら

にまた今回の再提出にあつては、ある程度の改

正をされましたけれども、その内容については依

然として変わらないものと私は思つておるのであ

ります。しかも日本社会党が指摘をいたしてお

りますこの内容は、従来わが国における農業の発

展がどのような形でこれが阻害されてきたか、私

どもは、この点について、少なくとも農業基本法

が制定されました、その一環として構造改善を

行なう、さらにまた、その構造改善を中心として、

今回またこの農地管理事業団を成立せしめて、そ

れでこの内容を充実させたいという趣意でありま

すけれども、遺憾ながら、この構造改善にいたし

まして、今日全国においては、その目的を達成

したと称するものはほんの一部であつて、全体か

ら見れば、この構造改善は失敗である。すでに農

林省当局でもこの点を暗に認めておると言つても

差しつかえないと私は思つております。特に農

業基本法が制定されました、選択的拡大と称し

て、畜産、果樹あるいはまた園芸等々、こうした

広範な問題について集中的に施策をすると言いな

がら、それらについては、今日どれを取り上げて

も農民の納得するものではない。畜産におきまし

では、たとえば乳牛を飼えば、乳製品は外国からほとんど安いものを入れて、日本の生産に対しては非常な圧迫を及ぼしておる。あるいは豚等を飼えば、飼育のときには、非常に高い飼料で高い経費をかけて飼っておるけれども、いよいよ肉を売るときには、外国からその肉を入れて、日本の農家に対して非常な損害を与えておる。鶏に対してもそのとおり、卵の下落。あるいはまた野菜にいたしましても、今日一部の都市においては相当値上がりするといひながら、国全体から見れば、野菜においては、生産、出荷する場合にこれを賈したたかされる。ことごとくがそういうような政策である。今回のこの農地管理事業団が制定をされても、これを補う内容にはならないと私は思うのであります。しかも今日、経営の合理化とか、あるいは近代化とか、こういうことを言っておりましても、現在の段階では、大資本、商社への奉仕と言つても私は過言でないと思ひ、あるいはまた農薬使用量等が増大いたしまして、農民の負担は非常に多くなつておる。特に独占資本の意のままになつておる輸入飼料によつて飼つておる畜産事業等につきましては、非常な圧迫を受けておると言つても、今日だれもこれを否定する者はないと私は思うのであります。これはなぜか、ということになるかというならば、現在日本の政府、すなわち自由民主党が持つておられるこの政府が、この食糧総合政策に対しては何ら基本的なものを持つておられぬのじゃないか、ということとを私は前回の質疑の内容においても申し上げておるのであります。これは私だけが申し上げるのではなくして、与党の諸君の中にも心ある人はこの点については非常に心配をされておる。国家的見地に立つて私は当然であると思ひるのであります。したがつて、この事業団の内容について、いかに政府が弁解いたしましても、結果においては十分ではないという点を明らかにしておきたいと思ひるのであります。

御承知のとおり、経営規模の拡大は、小農や兼業農も含めた共同化でなければならぬというこ

とは、農業基本法制定のときに、わが党が強く指摘をいたした点であります。基盤整備とかあるいは経営技術指導など国の行なう多くの事業につきましては、さらにまた社会保障の拡充あるいは最低賃金確立等をはかつて、産業の雇用の適正な配置を計画的に進めなければならぬ。この点が私は今日非常に欠けておる点であると指摘をいたしたのであります。

さらにまた、この法案の内容に示しておりますように、実施地域の問題につきましては、昨年は百カ町村であったが、今回は四百カ町村にした、こういうふうにしたとすれば大蔵大臣等が非常に誇大に宣伝をしておりますけれども、しからば実施をするところの町村の行なう取り扱い反別等につきましては、今年一カ年でわずか二、三千町歩である。そういうような点等から考えてまいりますと、今回の改正案では未墾地を含めたと言つておられますけれども、この未墾地なるものから農地を造成する場合にはばく大な金がかかる。今日いろいろの意味で金のかかるところだけが残つていないのであります。そういうところをただ名目的に含めたといつても、それらに対する費用等については、おそらくこれは農家の負担になるのであらうと思ひるのであります。そういう点、国の全責任において大規模化を進めるといふような、そういう内容を明確にしてないところに問題がある、私はかように考えておるのであります。

さらにまた、農業基本法では自立農家育成というので、一戸平均二町五反を百万戸つくる、これは私は前にも指摘をいたしました。その農地を移動するには、約九十町歩という膨大な農地の移動がなければ目的は果たせないものであります。だいたひますならば、今日この法案の実施によつて、年間二、三千町歩というのでありますから、九十町歩というものを實際軌道に乗せるといふ考え方に立つたならば、これはおそらく何百年もかかると思ひるのであります。そういうような見えすいた問題があるにかかわらず、この法案を通せば、いかに農家が楽になり、経営規模が拡大

される、全部の農家に該当するかのような宣伝をされておるところに、今日この内容が私どもにどうしても納得のできない点があるわけでありま

さらにまた、資金の面につきましても、買ひ受けた農家については三分、三十年という、他の金融の中に見られないような、いわば恩恵に浴するものでありますけれども、それでは従来から農業に携つて何十年、何百年、一反の土地でも買ひたい、あるいは一町の土地でも取得したいといつて、今日まで取得資金の少ない中で配分をしてやつておる、ほんとうに努力しておる農家と、これからそういう法律によつて恩恵を受ける者との間のアンバランスをどうするか、これは私は問題であらうと思ひるのであります。こういう問題をやるならば、一年間にわずか二、三千町歩動かすものについて三分、三十年というのはおかしい。それよりもっと今日まで非常に困つておる農家には、やはり同じように三分、三十年にすべきである。それとは全然別だ、こういうような考え方では終始しておるというところに、私は、いまの政府の農業に対する関心が非常に低いのではないかということを指摘をいたしたいと思ひます。

さらにまた、たとえば兼業農家の耕地はすでに七十一%に達しておる。いかに取得をされましても、それは兼業である。今日兼業でなければやれないような農業にしておるところに問題があると思ひますけれども、この兼業農家育成にいたしましても、やはりこの市町村の中において不平等にならないような処置をせなければならぬと私は思ひますのであります。この点が、今度の法案の内容の実施については、とうていこれは目的を達するようなことはならないと私は思ひるのであります。

さらにまた、農地法の改正と関係がある。これは農林大臣もすでに言つておりますように、この農地管理事業団の立法と同時に、農地法の改正とあるいは小作料の改定をするのでないか、こういうふうな指摘をいたしましたところ、そういう考

えはない、こういうことを明らかにしておる。しかし、この法案の一番最初に、赤城農林大臣が、たとえば二分、四十年、そういうような状態を大蔵省と交渉したときに、そういうような金をかけるよりも、むしろ農地法を撤廃したらいののではないか、そうすれば、力のある者、努力する者は幾らでも土地が取得できる、農地法があることによつて、これらの目的を果たせないのだ、そこで、当時の赤城農林大臣の意見は採られたのであります。でありますから、そのときに、農地法の改正については検討するといふことは暗に残されておる。そのことを今日農林大臣は伏せておつて、そういうことはいたしません、いろいろ御指摘の点についてはわかるけれどもといったような、そういう回答をされておる。おそらくこの法案がかりに多数の力によつて通つたといひますならば、必ず来年度のこの法案の審議の場合に、農地法の改正、小作料の改定は今日よりもっと問題になる。そういう内容の討議がなされるような、そういう危険性があるといふことをいまから指摘しておかなければならぬと思ひるのであります。

さらにまた、この法案の最大の欠陥は、われわれ社会党が前回も今回も口をすっぱくして言つておる離農者対策であります。特に私どもは、これは言うまでもなく、今回の法案では、あまりにも与党の皆さんや農林省当局がこれに対して誠意が認められないのです。参考人等の意見を聞こうとしないのであります。昨年は参考人の意見を聞きませんでした。そのどの参考人の意見を聞いても、この離農者対策がないといふことは間違ひである、こういうふうに指摘をしておる。だから私は、今度の場合には、昨年の参考人の意見をもし聞いておるとするならば、この離農者対策については、もともと明確なものが出てこなければならぬと思ひます。ところが、先般本会議の質問と、あわせて労働大臣に質問をこていたしましたところ、現行法によつてこれをまかない得るんだ、この農地管理事業団は離農者対策についてはやらない、こういうことを言つておるのであります。

ます。これは私どもが言っておりますように、離農者が出ない農地管理事業団のこの目的というものは果たせないのであります。買入人があれば、売入人がある。売入人は全部離農するのであります。名前はどうあろうとも、離農するのであります。そういうものに對しては、単なるそのときの土地の移動に對する税の減免等でごまかそうとしておる。そういうことだけでは、將來の生活を裏づける何ものもないと思つております。ですから、私は先般労働大臣にも強く指摘をいたしておりますが、もし現行法でできるとするならば、私は、今後一年の間にどのような結果があらわれるかやってみなければいいと思つた。たとえば住宅問題一つにいたしましても、おそくやめて出るとすれば、一番最初に必要なのは住宅であります。今日どこへ行つても、いまからやめる人に住宅を建てて待つておるところはありません。何十年も前から要求しておつても入れないじゃないですか。私は先般テレビで見ましたが、東京では四層半に六人、八人と今日まだ住まいをしておる人がたくさんあるといつておるのであります。それでは公団住宅あるいは都営住宅に申し込んでおらないのかといへば、八十回も申し込んでおる。八十回も申し込んで、そして数人以上の人が四層半に住んでおる。そういう現実の中でこの法案を通して、現行法の中で離農者に対しては優先的に家を与えるといふことは、私はこれはできないと思つております。それをやると言つておるのであります。労働大臣は、やりません、こう言つておるのであります。ことばだけで、口先だけで言つておつても、現実の問題となつたらたいへんなことである。こういうようなものをやると同時に、さらにまた、赤城農林大臣の最初の案では、この離農者対策には十四億三千万円という、そういういろいろな考え方をしておつたのですが、今度の原案で、坂田農林大臣は、こういう点については一銭も予算の中から見えていないことを説明できないじゃないですか。十四億三千万円、原々案がなくなつたか。私どもは、やはり農地

を売つていきたいという人がある、買いたいという人がある、そのことだけ考えれば、この法案の内容は、やはりやる気があれば成功すると思つてです。しかし、こういうような形で、そういう誠意のないやり方で、法案さえ通せばあとはこれ、何とかやつていける、また新しい法案を考へる、こういうような考え方の内容を持つ事業団では、どうして承認することができないといふことを強く私は申し上げておるのであります。

さらにまた、最後に、私は、日本のこの農政は非常に間違つておると思つております。たとえば北海道から九州までの長い地域にあるのが國であります。それを九州と北海道と、そうしたものを一つの法律の中で運営しようとするところに、農業だけはなかなか發展も向上もないと思つておる。ほかの産業であれば、北海道のビルの中におつても、電話一本で九州の仕事もできるわけなんです。東京におれば、全國どこへでも電話一本で仕事ができる。農業はそういうわけにいきません。鹿児島あたりでやつていけると北海道でやつていけると違つてくる。そのことは、農林省だって、それぞれの地方事務局があるからおわかりのとおりだと思つて。府県知事だつて、市町村長だつて、予算の時期になれば、そのことだけでどうも陳情に來る。予算が終つてもまたまた陳情に來る。それは何ですか。それはそういう問題を實際的にやつていくから、そういう仕事を代表して來るわけでありまして、ですから、北海道なら北海道らしい、九州なら九州らしい、あるいは四國なら四國らしい、そういう法律をつくるべきである。たとえば、そういう場合には積雪寒冷地帯のあれがある、こういうお話があります。ところが、積雪の問題にしましても、北海道から東北、新潟くらいまでであつたのが、これとほとんど雪の降らないところまでそういう問題が發展してしまつて、そういうことでは、日本の農業といふものは私は發展しないと思つておる。たとえばこの法案が実施されたらどうなりますか。これは全國で八百カ町村とかあるいは一

千カ町村といふものがある、ことしは四百カ町村だ、こう言つておられますけれども、三反や五反つておる兼業農家が一反やあるいは二反歩を移動するのには、三分、三十年の安い金利を借りればいいのでしよう。金のある人でも借りられるわけですからね。そして自分の持つてゐる金は一割も一割五分もで貸し付け、そういうことができれば、それは兼業農家のことだからできるけれども、たとえば北海道のような山の中で何十町もつくつておる農家はそういうことはできません。でありますから、そういうような地帯と同じような形では、私はこの法案の実施にあつても効果はないと思つて。効果がなければ、先ほど申し上げましたように、その地域におけるそれに該当しないものとの問題が、非常に私は議論の中心になるうかと思つておる。そういう意味合いで、この法案は特にそういう目的があるならば、やはり年間七万、八万といふまでも、その中のほんとうにこれが必要な自立農家、そういうものに焦点を合せてやらなければ効果があらがないといふことを、私は質疑の段階においても指摘をいたしておつたのであります。特に日本における農政の欠陥といふものは、そういう一律的なものの中にあるから、目的が果たせないのではありません。重点、重点で、少なくとも日本を二つないし三つくらいに割つて、そして法律をつくる場合には、全体の法律がこれである、地域的な法律はこれであるといふふうには、そういうふうにしなさい、たとえば米価のように全國一律の問題の解決つくとおはいいけれども、いままた問題になります。バレイシヨ、カンシヨの粉問題は、九州と北海道と関東は違つたわけでありまして、そういうようなものを一つの法律の中でやろうとするから、問題が解決できない。だから、農民はいつまでたつても生活が安定にならない。こういうような仕組みの中におけるわが國の農政のいき方は、私は非常に問題であらうかと思つておる。したがつて、今回のこの法案が、われわれ社会

党が指摘をいたしますような、そういう内容であるならば、少なくとも農民の立場に立つたならば、私どもは賛成はしたい。けれども、私どもが指摘をいたしておるような問題は、質疑の中でも十分な回答を得られなかつたし、あるいは今後実施段階に至つては、特にこの問題は非常に大きな問題をもたらし得ると思つておる。

特に農業委員会が末端の事務を扱うということになります、これはたいへんなことになる。時間の関係もあるから、ここで詳しく申し上げませんが、とにかくこれらの土地の取得とか金の貸し借りといふことになりまして、人間的な、個人的な、感情的なそういうものが非常に入つてくる。農協が信託を通じてこの融資の対象になりますけれども、今日の段階において、私は末端の農協団体のいき方といふものには農民は満足してない。その満足してない中心は何かといふと、こういうような問題の取り扱いについて、ほんとうに農民の立場に立つたかたかといふ、こういう誠意が見られないからであります。農業をやらないうで、農協の青テーパーにすわる、さらにまたそれがだんだんと上部段階にいくに従つて政治的な圧力が加わる、そういうものに抗しかねて、一つの法律をのんでしまふ。のんだとたん農民は困る。何とかせねばならぬ。極端にいいますならば、やはり農民が農政に對して非常な関心を持つておるのは、いま農林省がやつておるようなそういう内容については、これは納得できないから、何とか政治的に解決しようとしても、中心になる人がそういう問題についてうのみにするといつたような例がしばしばある。そういうことが、こうした金を扱う団体の中にも、それを解決せよという政治的な立場に立つ、あるいは経済的な立場に立つ諸団体の中でも問題になるわけでありまして、ですから、私は、農業委員会がほんとに農民の立場に立つてやつてもらわなければならぬと思つておるけれども、はたしてやれるかどうか、そういう点はこの法案ばかりでなく、十分ひとつ考へて

もらう必要がある、かように考えます。

さらにまた、この事業団の性格の問題であります。おそろく何十という事業団、公団というものがあつた。私は、この理事の問題についてあまり詳しく質問はしなかつたが、おそろくこの事業団ができて、どういふ人が中心になるか、これはこの事業団ばかりじゃありません。いまだであらゆる事業団、公団をつくる場合には、そういうことを言つておきます。この国会の一番最初の総理大臣の国会議におけるあのあいつの中に、事業団とかあるいは公団というものは、原則としてつくりたくない、こう言つておる。私は当然だと思ふ。ただし、必要なものについては、こう言つておる。ところが、いままであるのはみんな必要だといふ、その後のことばによつて、こういうことを明らかにしておる。そこで、事業団といふもので、こういうものをやらなければならぬのか、それは日本の政府あるいは当該農林省は、そういうことをするだけの力がないのかどうか。やはりこういうものは事業団でやってもかゝるなればならない、そういうふうにならぬでもかゝる大事なところで逃げるといつたようなそういう農林省では、農民は支持しないと私は思ふ。ですから、こういうものは政府の責任においてやるんだ。半官半民の官民のもので責任を糊塗する、あるいは受けたほうではまるで政府の代表のような立場に立つて、農民に対してはある程度強制を加える、他面また、これは事業団だから、われわれは農民の代表としてやつておるのだといつたような、そういうような意見もまた口にしておる。いずれにいたしましても、今後これは数多くあると思ひますけれども、こういう問題については、農林省はもっと自主性を持つてもらいたいと思ふのであります。

化であります。この貿易の自由化によつて、何でもかんでも日本の農政といふものは曲げられてしまふ。これは農林省は反対をしておるかもしれないけれども、やはり実質的に施行されておる中においては、これはなかなか、現在ある法律の中にあるいはこれからつくろうとする農林省の考え方だけでは、この貿易の自由化の中ではどうにもならないと思ふのであります。でありますから、私も、あくまでこの貿易の自由化政策を即時中止をしなければこれらの問題は解決できない、こういうふうには実は考えて、この法案の内容については反対であるといふことを表明いたしました。私の討論を終わりたいと思ひます。(拍手)

○中川委員長 坂村吉正君。

○坂村委員 たいま議題になつております農地管理事業団法案につきまして、自由民主党を代表いたしまして、賛成の討論をいたすものであります。

まず、この農地管理事業団法案に對しましては、私も自由民主党といつたしましては、全面的に賛成でございます。先ほど社会党の松浦委員の反対の討論を伺つておりました、まづ先に、数年前から始めました農業構造改善あるいは農業の近代化、そういうようなものが、政府のやつておることとは失敗に帰しておるといふようなお話があるのをごさいます。私は完全に成功だとは言いません。所期の目的を達成するやうな姿で十分な動きをしておるといふことは、率直に言つて言えないのじゃないかと思ふのでございます。その一番の根本は何かといへば、構造改善事業を進めていきました場合に、やがて農地の移動といふものが円滑に進まなければ、なかなか経営規模の拡大、自立農家の育成、そういう問題も進んでまいらないことは当然なことではございまして、その点におきまして、いままでの構造改善事業の進め方に一つ大きな欠けたところがあつたのじゃないか、こういう考えを持つておるのでございます。その意味において、今度の農地管理事業団法案は、その一番欠けたところの問題を穴埋めをし

た、まことに画竜点睛の政策であるといふふうに私は言つていいのじゃないかと思ふのでございまして。いままで十分な効果をあげ得なかつた構造改善事業も、この農地管理事業団法の成立によつて、私は初めて活発な動きをし、所期の目的を完全に達成する方向に向かつて転換をされていくと考えていいのではないかと、いふやうに考えておるのであります。(この程度で金で何になる)と呼ぶ者あり。金が少ないではないかといふやうにもございしますが、その農地移動についての新しい道を開いたと同時に、農地の取得の金については、先ほど松浦委員も討論の中に言つておりましたやうに、いままでの農業金融では思ひもよらなかつたやうな、非常にりっぱな低利長期の三分、三十年という、そういう金融の道を開いたといふことも、あわせてこの円滑な農地移動に非常に大きな貢献をするのではあるまいかといふやうに考えておるのでございます。反対の討論をしながら、松浦委員も、りっぱな金融制度である、こういうことを言つておるのでございます。(ごく一部だ)と、そんなものはと呼ぶ者あり。一部であるといふ意見もございしましたが、もちろん、この三分、三十年という金利を全面的に農業金融に広げることとは、現状ではむづかしいかもしれません。金融の種類によつていろいろ金融についての条件も変わつていふのでございますから、そういう意味で、こういうやうな構造改善の基本的なものになるやうな制度につきましては、思ひ切つた低利長期の金融をし、しかもそのほかの農業金融についても、逐次農家が満足するやうな金融制度をだんだんと整備してまいる必要が私にはあると思ひます。その意味におきましては、農林漁業金融公庫の資金につきましても、十分な手当てをいたしております。また最近近代化資金助成法の改正案も提案いたされまして、可決がされておるのでございしますが、これらとあわせて、農業全体の金融が円滑に進んでまいることを私もは期待いたしておるのでございます。

をつくつて、非常に農地の移動が硬直化するのではないかと、その間に事業団といふいわば一種の官僚機構のやうなものが入つて硬直化するのではないかと、むしろ農地法を全面的に撤廃すべきじゃないか、こういう議論や考え方もあるものでございまして。と同時に、先ほど松浦委員の討論の中にもあつたのでございしますが、農地法の全面撤廃とか全面的、基本的な改正といふ問題になつてまいりますと、これはあらゆる意味においてきつめて大きな問題でございまして。それを待つて、いまの構造改善事業の歩みにいささかも支障を与えらるやうなことがあつてはいかぬ、そういう意味におきまして、管理事業団といふものをつくつて、管理事業団に關する限り、農地法の制限の大幅な緩和をするといふところに踏み切りましたことは、将来の農地法をどういふやうに改定していくかといふ上におきましても、きつめて大きな第一歩を踏み出したものではないかといふやうに考えておるのでございます。と同時に、政府におきましても、いろいろ質疑を通じてはつきりいたしましたやうに、農地法の問題については、真剣にもう技術的に事務的に取り組んでおる、こういうこととでございますので、この点は今後の政府の努力に期待を申し上げたいといふやうに考えておる次第でございます。

もう一点、いままで未墾地の問題については、昨年の法案におきましてはこれは全然触れておりません。しかし、いろいろ審議の過程で、未墾地の取得のあつせん等についても事業団がこれは関与すべきではないか、こういう意見が非常に強くあつたのでございしますが、その点も十分に国会の審議の過程の意見を取り入れまして、そうして今度の法案においては、未墾地の取得のあつせん、融資、そういうやうなものを取り扱うといふことになつたことは、全体に錦上添花を添えるやうな気がするのでございまして、私も一応満足を感じたといふやうに申し上げていいのじゃないかと思ふのでございます。

さらに、農地管理事業団という組織で農地の移

動について関与してまいる、こういうことは、いままではきわめてパイロット的にこれ考えておった。しかし、全体の情勢は、こういうものをきわめて小さな範囲でパイロット的に考えていく情勢ではない。できれば全国に広げて、大幅にひとつこれはやっていくべきだ、こういう考え方を持っておたのでございますが、この点も全面的に全国を通じてというわけには直にはまいらぬと思ひますけれども、この点を十分に考えたら上でも、もう計画的に全国的に進められるような体制をこの法案はつくつた。四十一年度の実施計画もそういう方向に向いて組まれておる。こういうことには、私ども非常な敬意を表していいのではないかと、こういう新しい画期的な制度でございますから、運用をしてまいります場合に、松浦委員がいろいろ御指摘のように、考えなければならぬ、あるいは討論の中に述べられた問題についても、私は傾聴しなければならぬ点が非常にあるのじゃないかと思ひます。こういう新しい制度を実施いたします場合には、ぜひその少数意見もひとつ実行の過程においては十分組み入れて、そして、実行上において国会の審議の過程におけるいろいろな意見を反映させることができませんように、政府当局にこの点は特に御要望を申し上げる次第でございます。

以上申し上げまして、いよいよ構造改善事業が本格的な前点晴の姿をもって本年から出発することができまことを私は心から喜んでおるのでございまして、その喜びをもって賛成の討論にかゝる次第でございます。(拍手)

○中川委員長 林百郎君。

○林委員 私は、日本共産党を代表して、本法案に反対いたします。

その理由は、第一に、この法案は、かねて日本の資本家団体が一貫して要求しておりますし、また自民党政府が一貫して強行しようとしておるいわゆる農業近代化、この名により、農民の七割を

農業を放棄させる、そして三割の農民についてはそれを富農化していく、そして農業の資本主義的な大経営化をはかる、こういう歴代の自民党政府の一貫した方針に基づいてつくられた法案であることは言うまでもありません。政府は、この法案によつて農業経営の規模の拡大とか農地の集約化を促進する、そして農業構造の改善に寄与する、こう言っております。また、事業団の業務執行の方針は、自立経営を育成するとも言っております。ところが、私が質問したところによつて明らかでありますけれども、これは坂田農林大臣は、なかなか必死になつて逃げおわけておりましたけれども、すでにこの前の通常国会のときに、政府答弁ではっきりしておりますが、北海道を除いて、大体この法案がねらつておる自立経営の農家というのは、平均で二・五ヘクタール程度の自立経営農家を目標に考へておるということ、農林省がすでに政府答弁で言つておるところであります。ところが、御承知のとおり、北海道を除いて、現在の日本の農家の平均耕作反別は、一ヘクタール以下でありますから、これを二・五ヘクタール以下集中するということになれば、中農以下の農民の七割が農業を放棄し、その放棄した土地を集約していくという方針より——自民党としてはその方法をとるよりはるかしたくない、こういう考えであります。しかも、政府はひた隠しに隠しておりますけれども、すなわち、強権を行使するのじゃないかという点については、非常に遺憾である。

ひた隠しに隠し、逃げておる。しかし、これはこの事業団の内容を見ますと、農業委員会を巻き込み、市町村を巻き込み、農業会議を巻き込み、都道府県をかかえ込んでおります。そして中央は自民党政府が旗を振つて、そして権力をもって土地の集中化を強行しようとしておる。このことは、いかに逃げようとしても、法案の中で隠すことのできない明文化がなされておるのであります。すなわち、事業団の業務実施地域において、土地の移動はすべて事業団に届け出させる、そして事業団が売買、交換のあつせんから資金の貸し付け

を行なう、こうなっております。これは明らかに土地の集約化を権力をもって行ない、資金までも裏づけとして動員する、そして強制的に土地を取り上げ、集約化していく、これへ介入してくるということは明らかであります。これは坂田農林大臣と私と基本的に違ふところは、坂田農林大臣は、土地を手放すのは自然だ、土地を手放していくのは当然なんだ、これをどう集約化していくか、ところが、土地を手放させるような政策をやつておるわけなんです。問題は、土地を手放さなくても、農業はどう経営していくかということ、これが農業の基本じゃないか。農林大臣が、農民が土地を手放すことはあたりまえで、これはしかたがないのだ、だから手放した土地を集約化して、手放した者の雇用対策を考へる、そんな農林大臣がどこの国にありますか。(日本にある)と呼ぶ者あり。日本にあるだけだ。これが農業政策の基本的な対立点なんです。これが問題なんだ。この手放した農地を、しかも権力的に取り上げて集約していく、これはどういわれれば賛成することができない。

第二の点は、この法案は、経営規模一ヘクタール前後の中農層、中階層の農民、この土地に対する要求を押へている。農林大臣は、一町歩以下ぐらゐの農民はかつてに土地を手放していると思つておるかもしれない。しかし、実際いま土地をほんとうにほしがつておるの、一町歩前後の農民、一ヘクタール前後の農民が土地をほしがつておるわけですね。今日土地の移動は、毎年七万から八万ヘクタールありますけれども、その六割程度が、一ヘクタール以下の農民の間で譲渡をした、譲り受けをされておるわけなんです。土地の移動の六割は、一ヘクタール以下の農民の間で行なわれておる。ということは、やむを得ず手放す農民もあるかもしれないけれども、同時に、土地がほしいという農民も、一ヘクタール前後の農家にあつたわけなんです。ところが、この一ヘクタール以下の中農層の土地に対する要求が非常に強いかかわらず、この法案によつては、この中農

層以下の農民の土地を手に入れたいという要望を押へている。これが反対の第二の理由です。

第三の理由は、本法による事業団の事業実施地域においては、土地の取得資金は、本法による資金に一本化されておる。自作農維持資金中の土地取得制度は廃止されている。先ほどから金額が多い少ないという論議がなされておる。これも一つの論点でありますけれども、問題は、金額の多い少ないではなくて、本法で規定されている資金がどういふ本質を持てているかということだと思ひます。この資金を借り受けて土地を取得した者は、経営農地を一定の規模で維持していかねばならない。もし本法によつて借りた金で土地を取得した者が経営規模が一定土地以下に下がった場合には、貸し付け金の一時償還ができる。これは要するに、おまえの経営規模は最初考えたより少なくなつたから、貸した金を全部よこせ、土地も全部返せ、こういう本質を持てている。資金まで動員して土地の集約化をやろうとしている。ここにわれわれは、単に資金が多い少ないという問題ではなくて、本法で規定されている資金が、土地の集約化の大きなてきになつておるということを見のがすわけにいかないと思ふのであります。すなわち、貸し付け金の一時償還の請求を受けたら、せつかく入手した土地を買い戻しを強行することができ、こういうように規定されておるのであります。すなわち、一たん本事業団から資金を借りた以上、農業経営の生殺与奪の権を完全に事業団に握られてしまふ。そして、いつでも資金の全額償還と土地取り上げが事業団の認定によつて行なわれる。すなわち、資金の面からも土地の取り上げが行なわれるようになっておる。これが私が本法案に反対する第三の理由であります。

第四の理由は、これも私と大臣との間の質問応答でたいへん食い違つていた点でありますけれども、日本農家の約八割以上が、御承知のとおり圧倒的に第二種兼業であり、それから第一種兼業であります。ところが、本法でいう自立経営農家とは何か、こういう質問に対して、農林大臣の答弁

は、本法によつて育成される自立経営農家とは、一家の主人である男子またはその後継者たる男子が農業経営の担当者である、これが自立経営農家の基本的な条件だということを言っている。こうなると、一家の主人またはその家を継ぐ後継者である男子が農業経営の担当者だということになると、日本農家の八割を占めている第二種兼業、第一種兼業は、これははずされることになる。この点は、大臣は逃げておりました。いや、かりにヘクタール前後の兼業農家であっても、一生懸命にやろうと思う者は、非常に精神主義的な要因を入れてきて答弁しておりましたけれども、しかし、そんなことはない。幾ら農業をやろうという意欲があろうと、主人や家を継ぐ男子が農業を担当してなければ、この法案の保護、育成からははずされる、このことは明らかだと思います。こうなれば、今日日本農業の実態である八割以上に達する、第二種兼業農家はもうろんのこと、第一種兼業農家も、この法律によつて保護、育成されることからははずされることになる。結局、政府と農林省が考えているのは、三割程度の農民だけを育成していく、あとの農家は切り捨てる、近代化のためにはしかたがない、これが資本主義の鉄則である、こういうことが頭の中にちゃんと入っている。この委員会ではごまかしているけれども……。

全く自民党の農業政策というのは冷酷なものです。これが第四の反対の理由です。

第五は、本法によつて農地法がなしくずしに廃止されてくるということです。これは松浦さんも述べておりましたけれども、農業委員会は、土地集中化のための事業団の下請機関に繰り込まれてきている。そして、本来土地の流動化を抑制し、生産農民のために土地を保護する機能を持つ農業委員会が、この土地集約化の下請機関の中に巻き込まれてきている。そういう機能を持つに至っている。市町村農業委員会や都道府県農業会議が完全に本来の機能を奪われることになります。これは法文の中にありますけれども、本事業団によつて行なわれた土地移動は、すべて農地法による許可を得たものとみなされる。すなわち、本事業団に関する限り、農地法はないも同然である、こういうことになっておるのであります。

これを要約しますと、この法案の本質は、経済団体がかねてから要求し、また政府が忠実に実行しておる次のねらいを持っているといわざるを得ない。第一は、貿易の自由化はますます行なっていく。アメリカの余剰農産物が、そう日本に入ってくるという将来の見通しを持たなければならぬ。これの基盤づくりを日本の農業政策の中へ入れなければならぬということが第一のねらい。第二は、貿易の自由化が避けられない日本の農業の中で、残り得る農業はどういう規模の農業であろうか、こういうことを政府は考えて、資本主義的に成り立つ大規模経営の農業を育成していく。その中へ大型機械を入れ、農業労働者を雇用し、利潤を生み出すという形態の、一部の富農の農業を育成していく。これが第二のねらい。第三は、圧倒的な多数の農民から土地を奪って、積極的に離農させる、これを農村から流出させる、そして資本家団体が要望している低賃金労働者に仕立てる。一方では、現在ですら低賃金で苦しんでいる日本の労働者に対して、さらに賃金引き下げの圧力をつくり、農村出身の産業予備軍をつくらせる。どんな仕事でもいいからやらしてくれ、どんな賃金でもいいからやらしてくれ、いままら村にいるわけにいかない、こういう農民を何十万と農村から流出させていく、意識的にこれをやらしている。このようにアメリカと日本の独占資本に奉仕する政府・自民党の農業政策をより権力的に強行しようとしている。いままでの農業構造改善事業でなく、もっと権力的にやろうとしている。これが本法案のねらいだと思ひます。

これをさらにまとめてみますと、私が農林大臣に対する質問で明らかにしたように、農民から農業経営の根本である生産手段、土地を奪い、それによつて零細農民を農業から追い出す。独占資本に最大の利潤を保証する。雇用農業労働者を含めて、低賃金労働者をつくり出す。アメリカの余剰農産物の自由化を促進する。これに見合うような日本農業を再編成していく。自民党の諸君は笑っていますけれども、農業構造改善がいまどういう状態になっているかというのを見ればわかるはずですよ。ほとんど抵抗を受けて思うようにいってはいない。実際に農村へ行ってみれば、農業構造改善をさらに強権的にやるこの事業団法を笑つてこの委員会を通せるものであるかどうか、わかると思うのです。たとえばアメリカの余剰農産物の輸入につきましても、政府は、すでに日本の国の麦の生産は選択的に縮小していく、裏作が二百七十万町歩も放棄されている。これはアメリカに依存する、米も価格支持を必要としないようにする、これも食糧制度は漸次廃止の方向にいく、さらに果樹やなま牛乳については、選択的にこれを拡大していく、そういう方向に徹底的に農業を合理化する、こういうのが政府の日本の農業に対する基本的なねらいである。これの裏づけのための農業構造改善政策であり、農業構造改善政策をもつと権力的に強力に施行しようとするのがこの法案である。このことは、自民党の先ほどの委員の討論の中にもちゃんと言われている。そういう農村をつくらせて、その中で、大型の機械や農業や肥料等の安定した市場を一応確保しようとしている。このようなアメリカと日本の大きな資本に奉仕するための政府・自民党の従来の構造改善政策を、農民の抵抗を権力的に排除してますます大規模に、しかも国家権力を動員して強行しようとしているのが本法案のねらいであると思ひます。

第一は、農業の価格制度。二重価格制によつて農民の生産費と所得を補償する、現在の規模の経営でも、農業を放棄したり農地を手放さなくてもいい農業をまず基本的に考えてやる必要がありま

第二は、低利長期の資金をもつと簡単な手続で各階層の生産農民が手軽に借りられるような制度をつくらせること。

第三は、土地改良や開拓によつて農民がしよい込んでいるばく大な借金、これをできるだけ緩和し、場合によつては免除する方向も考えてやること。

第四は、国の大規模な開墾開拓事業を行なつて、生産農民に土地を与えてやること。手放さざるんじやなく、土地をもつと与えてやること。一ヘクタール前後の農民にも土地を与えてやること。

第五は、農民が自主的に要求する大規模な土地改良や農業諸施設に対しては国が全面的に援助してやること。

第六には、アメリカの押しつけの余剰農産物輸入の自由化をやめて、日本農業を保護する自主的な農業関係の貿易の制度に切りかえていく。これは御承知のとおり、EECでもどこでもやっておること、これこそが日本農業真の発展の道であり、農民の要求するところであると思ひます。

いま農民は必死になつて、自民党政府の農業破壊政策、たとえば土地改良事業とか、あるいはそのほか土地取り上げのいろいろな政策に抵抗しております。私のところなども、たとえば高速道路だとかバイパスだとか、あるいは鉄道のための農地の取り上げだとか、あるいはインターチェンジのために三万坪も土地をとられるというようになるとに對して、ほんとうに戦つておる。一ヘクタール前後の農民は、これをとられたのでは農業経営ができないんだということ、必死になつて抵抗しているであります。この法案は、そういう農民を保護する面は一つ見られていないわけですよ。そういう必死になつて農民が抵抗しておるにもかかわらず、政府は毎年七万から八万ヘクタールの土地を農民から手放させ、そうして七十万人から八十万人の農民を農村から流出させて、日本の農業の圧倒的部分を婦人や老人を中心とした兼業の農家に追いやるようとしておるこの法案は、農

業の破壊、土地取り上げをさらに強制的に促進させるものであって、わが党は断じてこれに反対するものであります。

以上が私の本法案に反対の理由であります。

○中川委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 私は、民社党を代表いたしまして、政府提案にかかる農地管理事業法案並びに自民党、民社党共同提案にかかる修正法案に対する賛成討論をいたしたいと思います。

農業基本法ができてから六年を経過いたしますが、日本の農業の現状は全く深憂のほかはないのであります。私たちは、政府の農業施策に全国の農民とともに非常に不満を持っております。この日本の農業の危機の打開と日本農業の再建のためには、政府だけにまかしておくのではなく、朝野の関係者があげて取りかからなければならぬ喫緊の問題だと思ひます。この法律案の内容にも幾多の不満を持つのでありますけれども、世界の現状を見ましても、欧米の先進国あるいは共産党の中国、ソビエトにおきましても、土地国有のやういふところにおきましても、なかなか悩みの種であるのが農業政策であります。かような意味におきまして、政府に果敢な改革案を断行していただくとともに、その改善を積み重ねてやっていくしか方法がない、かように存じまして、本法案に附帯条件を付して賛成をしたかったのでございますけれども、都合によりまして、賛成討論の中にその要望を繰り入れてやっていきたいと思ひます。

さて、ここ数年來、年間約七、八万町歩の農地の権利移動がござりますが、しかも今後の傾向としても、農業就業人口の減少、世代交代の機会の増大等を考えますとき、さらに農地の移動量は年々拡大するものと考えられるのであります。しかも、これらの農地の移動は、必ずしも経営規模の拡大に役立つ方向に向かつていないことは、周知のとおりであります。

こうした現状にかんがみまして、農地等にかか

る権利の取得が、農業経営規模の拡大、農地の集

団化、その他農地の保有の合理化に資するよう、その促進に必要な業務を行なう機関として、政府は農地管理事業法案を提出されたのであります。しかしながら、まず、当初の構想より事業団の事業規模が縮小されましたに、その構想がかなり退歩していることが目につくことであります。二番目に、事業団の農地等の売買価格がいずれも時価方式をとっております。三番目に、事業団の業務と農地の集団化、構造改善事業などの他の事業との関連において、有機的に結合しておりません。四番目に、事業団に先買い権が付与されておられません。五番目に、兼業農家を含めた日本農業振興の具体的なプランが同時に政府から示されておられない。六番目に、特に事業団の業務の円滑なる進展の前提条件ともいふべき離農対策が具体的に打ち出されていないなど、問題点が少なくなく、はたして所期の目的を達成し得るや懸念される向きのあることもいふまでもない事実であります。よって、政府は、本事業団法施行にあたりましては、左記各項に留意すべきであると思ひます。

一番目に、政府提案は、当初の農林省構想よりはるかに縮小されたものとなっておりますが、日本農業の抜本的構造改革には、この程度の資金量、融資条件では十分ではありません。よって、事業の進展に応じて、必要にして十分な資金を用意することはもちろん、融資条件もすみやかに当初の構想どおり年二分、四十年に改めるべきだと思ひます。なお、二重価格制度を実施しない限り、事業の急速な進展はむずかしいと思われまします。ましましては、これが実施についても直ちに検討を進めるべきであると思ひます。

二番目に、分散した農地を集団化していくことが、日本農業の経営規模拡大の必須条件だと思ひますが、したがって、大土地改良が先行しない限り、事業団の業務の円滑なる進展も困難と思われまします。つきましては、政府は、大土地改良、農地の集団化など、基盤整備をさらに一そう積極的に推進するとともに、事業団の事業と関連してこれらの業務が遂行されるよう、政府施策を集中的に

実施することに留意されたい。なお、将来は農場整備、開拓、干拓等の事業を事業団があわせて実施し得るよう改正すべきであると思ひます。

三番目に、今回の法案には、未墾地の売買及び交換のあっせんとその融資が新たに付け加えられたのであります。未墾地の売買、交換、貸借等は除外されております。政府は、事業団をして未墾地の売買はもとより、これらの開発を積極的にに行ない、農家の経営規模の拡大と国内農用地の増大に資するよう改めるべきだと思ひます。

なお、先買い権を漸次事業団に付与し、構造改革の効率を高めるよう配慮する必要があると思ひます。

四番目に、政府は、事業団の事業実施にあたっては、離農しようとする農業従事者に対して、離農者年金制度の早期創設、離農手当の支給、離農者負債の整理、離農者の税の特別措置、住宅の供給、職業訓練等、総合的な施策を早急に講ずべきであります。

なお、昭和三十九年十一月、農林省の考案によります離農者援護資金融通制度を整備拡充して、すみやかにその実現を見るように努力されたいのであります。

なお、日本農業の兼業増加の実態にかんがみまして、政府は、本法案施行と同時に、兼業農家を含めた日本農業の近代化と所得の向上策をあわせて示すべきであります。

また、本法案に於いては、法のたてまえをよく農家に周知せしめ、いやくも上からの画一的な強制にならないよう、あくまで下からの盛り上がりによって円滑に事業の遂行が期せられるように配慮することが肝要だと思ひます。いわんや、兼業農家の離農を強制するがごとく印象を与えることは厳に慎むべきだと思ひます。

以上述べましたとおり、本法案は必ずしも十分ではありませんが、政府の一枚看板である構造改善事業もすでに壁に突き当たっている今日、全国各地の市町村長、農業委員会、農協等、農業関係機関の本事業団法の成立に寄せられる期待も少なく

ないのであります。

私たち民社党は、自立農家百万戸の育成が日本農業の構造改善の目標であるとする自民党政府の農業政策とは、見解を異にするものであります。が、農地の権利移動がいずれにしても広義の経営規模拡大に資する方向に利用されることを反対するものではありません。価格政策や社会保障制度が並行されなければ、近代日本農業の確立はもとより望むべくもありませんが、この農地管理事業団法をいわば日本農政前進の橋頭堡として、大土地改良を推進し、日本農業の近代化と構造改革を実現する方向に活用したいと考えるものであります。

政府は、本事業団法案が成立し、一応実施された上、各方面の意見を率直に聞き、改正すべき点は改正して、真に全農家のために役立つものとなりますことを期待しつつ、以上の条件を付して、賛成の意を表するものであります。(拍手)

○中川委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、館林三喜男君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中川委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○中川委員長 起立多数。よって、本案は修正議決いたしました。

○中川委員長 次に、内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

別に質疑の申し出もありませんので、本案に対

する質疑はこれにて終局いたしました。

○中川委員長 この際、倉成正君外二名から、自由民主党、日本社会党、民主社会党三派共同提案にかかる本案に対する修正案が提出されております。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、農林漁業団体職員共済組合法第六十二条の改正に関する部分を次のように改める。

第六十二条第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国は、前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、毎年度、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することができる。

第二条のうち、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律附則第五条の第二項の改正規定中「旧法組合員期間」を「遺族年金については、旧法組合員期間」に改める。

第二条のうち、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律附則第十二条第三項の改正規定中「旧法組合員期間と新法組合員期間とを合算した期間が二十年以上である場合において」を削る。

附則第四条中「次条に規定するもの及び第六条」を「次条及び附則第六条に規定するもの並びに附則第七条」に改める。

附則第五条第二項ただし書中「組合員期間」を「遺族年金については、組合員期間」に改める。

附則第七条を附則第八条とし、附則第六条を附則第七条とし、附則第五条の次に次の一条を加える。

第六条 旧改正法施行の日から昭和四十年四月三十日までの間に給付事由が生じ、旧法の規定により支給される障害年金であつて、更新組合員以外の組合員に係るものについては、その額が六万円より少ないときは、昭和四十一年十月分以後、その額を六万円とする。

本修正の結果必要とする経費
既規定の障害年金の最低保障について、二十年以上の組合員期間の制限を削除する修正に伴う国庫補助の増額分は、本年度において約二十四万円の見込である。

○中川委員長 提出者から趣旨の説明を求めます。倉成正君。

○倉成正委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、内閣提出にかかる農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。

修正案はお手元に配付したとおりであります。朗読を省略して、以下修正の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

修正の内容は二点であります。すなわち、その第一は、改正案では、既規定の障害年金について、二十年以上の組合員期間のある者に限り六万円を保障することとしておりますが、障害年金については、在職期間の長短によって差をつけるべきではないという観点に立つて、この際、二十年以上の制限を削除することにいたしました。

第二の修正点は、農林漁業団体職員共済組合の組合員の標準給与は極端に低いにもかかわらず、その掛け金率が高額に達しているという特殊性などにかんがみ、国は毎年の給付に要する費用の一六%を国庫補助するとともに、さらに財源調整のため必要があるときは、毎年度予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することができる道を開いた次第であります。

簡単ではございますが、修正案の趣旨について申し上げます。何とぞ全員の御賛同をお願い申し上げます。

○中川委員長 以上で趣旨の説明は終了いたしました。本修正案について別に質疑もないようであります。

この際、本修正案につきまして、国会法第五十七條の三の規定により、内閣に対し意見を述べた機会を与えます。坂田農林大臣。

○坂田農林大臣 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案については、政府としてはやむを得ないものと考えます。

○中川委員長 これより原案及び修正案について討論に入ります。別討論の申し出もありませんので、これより採決に入ります。

まず、倉成正君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立多数。よって、本案は修正議決いたしました。

○中川委員長 この際、本案に対し、芳賀貢君外二名より、自由民主党、日本社会党、民主社会党三派共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。趣旨の説明を求めます。芳賀貢君。

に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三派を代表して、附帯決議を付するの動議を提出いたします。

まず、案文の朗読をいたします。

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

農林漁業団体職員共済組合の組合員の標準給与は、著しく低位で、しかもその掛金率が高額に達している現状にかんがみ、政府は、本制度について他の年金制度との均衡を考慮しつつすみやかに左記事項の実現を期すべきである。

記

一、旧法の組合員期間の給付については、新法の給付を適用する等の改善措置を講ずること。

二、いわゆる年金スライド原則規定の発動基準を早期に明確化するとともに、これに伴い既裁定年金の給付額を実情に即応して改善すること。

三、本改正案に対する社会保障制度審議会の答申中「整理資源の確保に欠くところがある」ので、他の年金制度との均衡を考慮しつつ、国庫負担の増額を今後ともはかつていく必要がある旨の主旨を尊重して措置すること。

四、農林漁業団体職員給与が著しく低位で、給与水準に不均衡が認められる実情にかんがみ、給与の改善、給与体系の整備等のため、適切な指導を行なうこと。

右決議する。

以上について、その主要なる点の説明を行ないます。

まず第一は、新法の給付を旧法組合員期間に適用することについてであります。すなわち、去る第四十六国会において本法の改正が行なわれた結果、昭和三十九年十月一日以降を新法組合員期間と称し、それ以前の分を旧法組合員期間と称するのであります。この新法期間、旧法期間の相違点は、まず年金給付の基礎をなす平均標準給与の算

定について、新法期間については退職時から過去三年間の平均給与をとり、旧法期間については退職時から過去五年の平均給与をとることに定められているのを、今回の改正により、新法期間と同様に過去三年の平均給与と改善されたのであります。

次に、年金の給付率については、いわゆる新法期間は平均標準給与額の百分の四十であるのに対し、旧法期間は平均標準給与額の百分の三十三・三であり、ここに制度上の不合理があるのであります。一例をあげれば、平均標準給与の月額五万円の組合員の場合、新法期間の給付率によれば百分の四十で、年金の月額は一万円となり、旧法期間の給付率によると百分の三十三・三で、一万六千七百円となり、月額で三千三百円の格差が、組合員たる本人はもちろん、遺族年金にまで及ぶことになるのであります。社会党提出の改正案によれば、旧法期間の給付率を新法期間同様百分の四十に改めることになっておりますが、現行の旧法組合員期間につき新法給付の完全適用を行なうため、すみやかに所要の措置を講ずべきであります。

第二は、年金スライド原則規定の発動についてであります。この点については、内閣提出にかかわる昭和四十年年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案が現在審議中であり、この法案の中に、農林年金法をはじめ他の公的年金法にそれぞれ年金額の改定についての原則規定が明記されております。すなわち、この法律による年金たる給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならないとあります。しかし、この条文はあくまでも原則規定であり、スライド原則の発動こそ最も重要な点であります。社会党の法案によれば、経済変動率が五%を上回った場合には、年金額の改定を行なう旨が明らかにされてありますが、政

府としても、年金スライド原則の発動基準をすみやかに整備して、特に既裁定年金の給付額を実情に即応して改善するよう措置すべきであります。

第三は、いわゆる整理資源に対する国庫負担の増額についてであります。ただいま三党共同修正を行なった中で、新たに第六十二条二項を規定したのであります。すなわち、その条文は「国は、前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、毎年度、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することができ、これとしてあります」との条文の目的は、千分の二十三といわれる整理資源率がそのまま組合員の掛け金負担の重圧となっておる実情にかんがみ、整理資源分に対する国庫負担の道を開いたことであります。

なお、本改正案に対する社会保障制度審議会の答申とは、昭和四十一年三月三十一日に坂田農林大臣に対して答申が行なわれたものであり、その答申の明記しておる点は、「厚生年金保険の給付に対する国庫負担率は、昨年の法改正によって百分の十五から二十に引上げられた。この制度は厚生年金保険制度から分れたものである。この点について考慮を払う必要があるが、給付内容等の点においても厚生年金保険とは異なるものがあることを忘れてはならない。それにしても、この組合員の標準給与が極端に低いこと等の理由により、掛金率が他の組合に比して高いにかかわらず、整理資源の確保に欠けるところがあるので、他の年金制度との均衡を考慮しつつ、国庫負担の増額を今後ともはかっていく必要がある。」この二点を援用いたしました。政府におきましては、今回の政府案修正を機会にいたしまして、昭和四十二年以降十分なる整理資源の負担に任ずべきであると思ふのであります。

最後に、第四点といたしまして、農林漁業団体職員給与改善をこの際政府の行政責任において進めるべきであると思ふのであります。現在の全国の農林漁業団体の職員給与水準は、民間産業の賃金においても最も低いといわれておるわけ

あります。たとえば公的年金の中において、各年金間の給与の平均額を比較した場合に、農林年金においては、その給与は四十年三月末において平均月額二万一千四百七十八円となっておるのであります。これに対して公務員共済の平均本俸につきましても、月額にして三万二千六百四十四円でありますので、同じ年金の基礎をなすところの、一方は若干の手当等を含めた農林年金の給与、一方は純然たる基本給だけの本俸を比較した場合においても、月額平均で実に一万円以上の格差があるといふことが明らかにしておるわけであり、また、したがって、今後農林漁業団体が国民経済的な期待にこたえて、十分農業の面において、林業の面において、あるいは漁業の面において、その期待にこたえた力を発揮するためには、どうしても今後従事する職員の身分の安定をはかり、社会保障を確保するということは、これは前提条件として一番大事なことであり、これは前提条件としてあります。しかもまた、農林漁業団体それぞれの系統内部におきましても、たとえば中央の団体、あるいは都道府県段階の団体、あるいは末端の単位協同組合団体における系統内部の職員の給与に著しい不均衡があるということも特徴であります。

したがって、政府としては、このような実情を十分調査いたしまして、すみやかに行政的な措置を講じて、まず全国的に低水準に置かれておる団体職員の給与の改善をはかるとともに、給与体系全体の整備等についても一そう適切な指導を行なうべきであると思ふのであります。

以上が本法案に対する附帯決議の内容であります。特に第一の点については、去る四十六国会におきましても、本法改正が行なわれた際に、旧法期間の分については当然新法の給付を適用すべきであるとの附帯決議を付しておたわけであり、また、いまにこれが政府の責任において実現されておらないことを特に指摘いたしまして、附帯決議提案の説明にかえる次第であります。

○中川委員長 おはかりいたします。

芳賀貴君外二名提出の動議の賛成の諸君の起立を求めます。

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

を求めます。

〔賛成者起立〕

○中川委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、政府の所信を求めます。坂田農林大臣。

○坂田農林大臣 ただいまの御決議を尊重いたしまして、検討の上、善処いたします。

○中川委員長 なお、ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中川委員長 この際、委員派遣承認申請の件についておはかりいたします。

内閣提出、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案の審査のため、各地に委員を派遣したいと存じます。つきましては、衆議院規則第五十五条により、議長に承認を求めたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、派遣委員の氏名、人数、派遣期間、派遣地及びその承認手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、航空機利用の必要があります場合には、あわせて承認を求めたいと存じますが、これにつ

きましても委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○中川委員長 次に、理事辞任の件についておはかりいたします。

理事小枝一雄君から理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、小枝一雄君の理事辞任を許可するに決しました。

次に、理事補欠選任の件についておはかりいたします。

ただいまの小枝一雄君理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により委員長において指名いたしました存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中川委員長 御異議なしと認めます。よって、理事に田口長治郎君を指名いたします。

次会は明二十七日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時九分散会